

政府は問題だらけのマイナンバー制度10年を直視し マイナンバーカードの押し付け政策を直ちにやめろ！（案）

2016年1月1日に運用を開始したマイナンバー制度は、トラブルと失敗の連続だった。

2015年10月5日にはじまった番号通知では多くの未送達が発生し、マイナンバーカード交付の大幅な遅れなどトラブルが相次ぎ、情報提供ネットワークシステムやマイナポータルの低調な利用が指摘され、マイナンバー制度に対する世論の「期待」はしぼんでいった。

2017年には総務省が自治体の反対を押し切って住民税の特別徴収税額通知書にマイナンバーの記載を強行したため、多くの漏えいが発生し総務省は翌年度の記載中止に追い込まれた。

2018年には日本年金機構の違法再委託が発覚し、年金事務の情報連携が停止した。当初、番号法違反の違法再委託を漏えいではないとしていた個人情報保護委員会は、その後国税庁や自治体から違法再委託により税情報が大量流出して、やっと違法再委託を漏えいと認め対応するなど、個人情報保護措置の不備も露になった。

2019年に政府は、所持が義務ではないマイナンバーカードを2023年3月までに全住民に所持させるという矛盾した方針を決め、デジタル大臣も「邪道」と述べた2兆円の予算をかけたマイナポイントによる所持の利益誘導や、公務員や業界団体への所持の強要などを行ってきた。

それでも目標達成は困難とみるや2022年10月13日に、それまでの閣議決定を突如覆しデジタル大臣の記者会見によって、2024年秋に健康保険証を廃止しマイナ保険証に一本化するという、医療を人質にとったマイナンバーカードの普及策を表明し、強引にマイナ保険証を推進した。

しかしそれは医療現場にさまざまなトラブルを引き起し、患者からは不便でプライバシーが心配なマイナ保険証の利用を敬遠され、マイナ保険証の利用率は低迷している。さらに2023年にはマイナンバーと保険証の番号とのひも付け誤りという重大な制度の構造的欠陥が表面化し、デジタル・厚労・総務大臣の一斉謝罪とマイナンバー情報総点検に至った。結局マイナンバーカードの普及率は、2023年3月で67%、現時点でも8割にとどまり目標達成は失敗した。

2020年からの新型コロナ流行では、マイナンバーカードで電子申請すると特別定額給付金の支給が遅れるなど、マイナンバー制度の利用にこだわるとかえって対策が円滑に進まないことが明らかになった。しかし政府はコロナ流行を絶好の好機としてデジタル化を一気に進めようと2021年9月デジタル庁を設置し、IT企業の意を受けて自治体の個人情報保護条例廃止など個人情報の共有と利活用の仕組みづくりを進めている。政府のいうマイナンバー制度のメリットは誇大宣伝が多いばかりか、費用対効果をまともに示すこともできていない。

2023年6月に政府は番号法を改正し、マイナンバーの利用事務を税・社会保障・災害の3分野以外に拡大するとともに、番号法に準じていると政府が判断すれば利用や提供を可能にした。しかしその直前の3月9日に最高裁は、利用が3分野に限定され利用・提供事務が法律で制限されていること等を合憲理由とする判決をくだしており、改正番号法の合憲性は認められていない。

その最高裁は、自己情報コントロール権を憲法13条の権利と認めずにマイナンバー訴訟原告の訴えを退けている。マイナンバー制度の開始時に掲げられた「国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会」の実現という目的を、最高裁と政府は反故にしている。

私たちは、マイナンバー制度の真の目的は市民に対する管理や監視の日常化と精緻化であり、プライバシーを侵害し、不公平の解決にもならず、現場や市民に新たな負担を強いるものだと10年間訴えてきた。今、私たちはこの訴えが正しかったことを確認できる。

政府はマイナンバーの利用拡大とマイナンバーカード押し付けをやめ、健康保険証を続けろ！

2026. 1. 17 「マイナンバー制度10年を問う集会」 参加者一同